

報第4号

令和5年5月31日

遊佐町議会

議長 土門 治 明 殿

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る

調査等特別委員会

委員長 齋 藤 武

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会調査結果報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、
遊佐町議会会議規則第77条の規定により報告します。

(別紙)

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会報告書

本特別委員会は遊佐町沖で設置に向け検討が開始された洋上風力発電事業に関し、遊佐町議会としての調査等を行うため、「町民と議会の懇談会」などで出された意見などを踏まえ、令和3年12月定例会の決議により設置しました。

今般、本特別委員会に付託された調査結果について下記のとおりまとめましたので、遊佐町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 委員会の設置目的

- (1) 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に対する町民の意向や国、県及び参入希望事業者等の動向を適時に把握すること。
- (2) 前号の情報を町民へ提供するとともに議会としての意思を明らかにするため、遊佐町沖洋上風力発電事業計画の効果や課題を整理すること。

2 本特別委員会としての意見

異常気象が恒常化する昨今、温室効果ガスの削減の必要性は衆目のほぼ一致するところであり、東日本大震災の教訓を踏まえ、再生可能エネルギーの利活用は大いに図られるべきものである。ただし、当該事業の推進にあたっては、議論を積み重ね、町民、特に漁業関係者等との合意事項が尊重され、履行されることが重要と考える。また、経済界からは当該事業の経済的効果に強い期待が寄せられており、町民にとって幅広いメリットも期待されるところである。しかし、当該事業の町民議論の中で、離岸距離や景観への影響について関心が高い。確かに風車完成後、程度は別にせよ景観への影響は排除できない。これらに関し、景観への影響を認めるところから双方の議論を始めてはどうだろうか。

遊佐町議会では令和4年12月定例会の決議により、町に対して「まちづくり政策提言」を行った。当該事業に関しては「前例のない巨大プロジェクトであり検討すべき事項は多岐にわたる。町長は法定協議会における町民を代表する唯一の構成員として、町民の思いを的確に伝えられたい」などと指摘した。法定協議会は今後続くものであり、いかに「町民の思いを的確に伝えられ」るかに、町の今後がかかっている。改めて、町長からは政策提言の趣旨に即した対応を強く求める。

議会は当該事業に対して執行力を有しない一方、議会として当該事業に係る議論の場は引き続き確保すべきである。また、調査等が不十分な事項は適宜追完する必要もある。今後事業の進展により、予期しなかった課題が持ち上がった際の対応も必要になる。令和5年6月改選後の議会の、適切な対応を求めるものである。

3 本特別委員会の調査等

(1) 県との意見交換

令和4年2月14日、県環境エネルギー部長等と対面で意見交換を行った。本特別委員会からは小委員会委員4名及び議会事務局長が出席し、県からは^{すぎさわ}杉澤

環境エネルギー部長、^{やりみず} 鑑水同次長、^{たかなし} 高梨エネルギー政策推進課長、^{いゐざわ} 飯澤エネルギー政策推進主査が出席した。

委員会としては令和2年12月定例会で決議した県知事宛の意見書に基づき、その履行などを申し入れた。

(2) 酒田市議会との意見交換

令和4年8月26日、酒田市議会建設経済常任委員会の勉強会で意見交換を行った。酒田市議会からは酒田港の洋上風力発電の基地港湾への指定に伴う港湾整備と、経済的波及効果に強い期待が示された。

(3) 酒田共同火力発電(株)及び東北電力ネットワーク(株)への視察研修

令和4年12月1日、酒田共同火力発電(株)及び東北電力ネットワーク(株)へ視察研修を行った。現在石炭を主な燃料としている火力発電所の洋上風力発電稼働後の在り方と、洋上風力発電稼働に伴う送電網の整備計画等を聞き取った。

酒田共同火力発電(株)からは、再生可能エネルギーの導入により、出力調整がしやすい火力発電の存在意義が相対的に重要になるであろうことが示された。一方、東北電力ネットワーク(株)から、送電網の整備を着実に進めている旨、情報を得た。

(4) 「遊佐沖洋上風力発電を考える会」との意見交換

令和4年12月26日、「遊佐沖洋上風力発電を考える会」(以下「考える会」という。)との意見交換を行った。考える会のメンバーからは離岸距離、景観、超低周波、事業の進め方などを巡り疑問点が示された。

なお、漁業者(海水面及び内水面双方)との意見交換も実施すべきと考えたが、法定協議会との兼ね合いなどを総合的に考慮し、開催を見送った。一方、町民との意見交換は、「町民と議会の懇談会」の場をもって充てることとした。

(5) その他

ア 町職員から適時情報の提供を受けた。洋上風力発電全般以外に、仮に風車が設置された際、町に入る固定資産税の試算も含まれる。

イ 委員会の設置後、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく国、県、町、漁業者等による協議(「法定協議会」という。)が開催されている。また国、県による住民説明会も開催されている。さらには考える会の学習会や銀行主催の勉強会が行われた。委員会としてではないが、委員の個別対応としてこれらの会合の傍聴や参加をしている。

4 本特別委員会の開催経過

(1) 特別委員会

第1回特別委員会	令和3年12月7日(全員出席)
第2回特別委員会	令和3年12月27日(全員出席)
第3回特別委員会	令和4年2月4日(全員出席)
第4回特別委員会	令和4年3月16日(全員出席)

第 5 回特別委員会	令和 4 年 3 月 25 日	(全員出席)
第 6 回特別委員会	令和 4 年 8 月 18 日	(全員出席)
第 7 回特別委員会	令和 4 年 9 月 28 日	(9 名出席)
第 8 回特別委員会	令和 4 年 12 月 13 日	(10 名出席)
第 9 回特別委員会	令和 4 年 12 月 26 日	(全員出席)
第 10 回特別委員会	令和 5 年 3 月 20 日	(全員出席)
第 11 回特別委員会	令和 5 年 4 月 26 日	(全員出席)
第 12 回特別委員会	令和 5 年 5 月 19 日	(全員出席)

(2) 同 小委員会

第 1 回 小委員会	令和 3 年 12 月 14 日	(全員出席)
第 2 回 小委員会	令和 3 年 12 月 27 日	(全員出席)
第 3 回 小委員会	令和 4 年 1 月 11 日	(全員出席)
第 4 回 小委員会	令和 4 年 1 月 18 日	(全員出席)
第 5 回 小委員会	令和 4 年 1 月 24 日	(全員出席)
第 6 回 小委員会	令和 4 年 1 月 28 日	(全員出席)
第 7 回 小委員会	令和 4 年 2 月 14 日	(全員出席)
第 8 回 小委員会	令和 4 年 2 月 22 日	(全員出席)
第 9 回 小委員会	令和 4 年 3 月 1 日	(全員出席)
第 10 回 小委員会	令和 4 年 3 月 22 日	(全員出席)
第 11 回 小委員会	令和 4 年 6 月 10 日	(全員出席)
第 12 回 小委員会	令和 4 年 8 月 1 日	(全員出席)
第 13 回 小委員会	令和 4 年 8 月 18 日	(全員出席)
第 14 回 小委員会	令和 4 年 9 月 2 日	(全員出席)
第 15 回 小委員会	令和 4 年 10 月 11 日	(全員出席)
第 16 回 小委員会	令和 4 年 10 月 27 日	(3 名出席)
第 17 回 小委員会	令和 4 年 11 月 7 日	(全員出席)
第 18 回 小委員会	令和 4 年 11 月 22 日	(全員出席)
第 19 回 小委員会	令和 4 年 12 月 6 日	(全員出席)
第 20 回 小委員会	令和 5 年 2 月 1 日	(全員出席)
第 21 回 小委員会	令和 5 年 2 月 21 日	(全員出席)
第 22 回 小委員会	令和 5 年 4 月 18 日	(全員出席)
第 23 回 小委員会	令和 5 年 4 月 24 日	(全員出席)
第 24 回 小委員会	令和 5 年 5 月 16 日	(全員出席)

以上